

# 一般社団法人千代田区スポーツ協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

**第1条** 本法人は、一般社団法人千代田区スポーツ協会と称し、英字での表記は、Chiyodacity Sports Associationとする。

### (事務所)

**第2条** 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

**第3条** 本法人は、千代田区におけるスポーツ・レクリエーションを振興し、区民の体力向上と、健康の維持増進を図り、明るく豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とする。

### (主たる事業)

**第4条** 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区民のスポーツ活動の指導・普及に関すること。
- (2) 区民のスポーツ振興の基本方針を審議確立すること。
- (3) スポーツ大会・講習会・その他スポーツ・レクリエーション活動に関する事業の実施及び援助に関すること。
- (4) スポーツ活動に関し、千代田区その他関係機関に意見を述べ及びその施策に協力すること。
- (5) 加盟団体の強化育成と相互の連絡・融和に関すること。
- (6) スポーツ少年団の育成。
- (7) 中央・地方大会等出場選手の選出。
- (8) その他、区民のスポーツの振興及び本法人の目的達成のために必要な事業。

### (その他事業)

**第5条** 本法人は、前条の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ振興に係る各種事業を受託すること。
- (2) その他前号に関連する事業

### (公告の方法)

**第6条** 本法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

### (法人の構成員)

**第7条** 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の事業に賛同した千代田区の区域を構成範囲として結成された競技団体・種目団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体

(正会員等の資格の取得)

**第8条** 本法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込まなければならない。

- 2 入会は、理事会において定める規定に基づき、理事会の決議を経て社員総会の承認を得なければならない

(入会金及び会費)

**第9条** 正会員は、本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、理事会において別に定める規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、理事会において別に定める規則に基づき賛助会費を支払わなければならない。

(任意退会)

**第10条** 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

**第11条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
  - (2) 第9条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
  - (3) 総正会員が同意したとき。
  - (4) 会員である団体が解散したとき。
  - (5) 除名されたとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
  - 3 本法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

**第12条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
  - (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

**第3章 社員総会**

(構成)

**第13条** 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

**第14条** 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第15条** 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

**第16条** 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故あるときは副会長がこれを代理する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、会長は社員総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法によりその通知を発しなければならない。
- 4 社員総会に出席しない正会員は書面又は電磁的方法により議決権行使することができる。この場合においては、当該正会員は出席したものとみなす。

(議長)

**第17条** 社員総会の議長は、会長がこれを務める。会長に事故あるときは副会長がこれを代理する。

(議決権)

**第18条** 社員総会における議決権は、正会員1団体につき1とする。

(決議)

**第19条** 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

**第20条** 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

**第21条** 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

**第22条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

## 第4章 役員

(役員の設置)

**第23条** 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上40人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事は、各正会員から1名以上選出する。

3 理事のうち1人を会長とし、3人以内を副会長、1人を理事長、3人以内を副理事長、5人以内を常務理事とすることができる。

4 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、2人以内を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

**第24条** 理事及び監事は、別に定める規定に基づき、社員総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。副会長、理事長、副理事長、常務理事は、会長が理事会に推挙し、選任する。

3 業務執行理事は、副会長、理事長、副理事長の中から会長が理事会に推挙し、選任する。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、本法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

**第25条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行す

る。

- 2 会長（代表理事）は、法令及びこの定款に定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
- 4 理事長は、理事会を代表して業務執行する
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は代理する。
- 6 常務理事は、理事会で定めるところにより、常時の会務を処理し、業務を執行する。
- 7 会長（代表理事）及び会長（代表理事）以外の業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

- 第26条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### （役員の任期）

- 第27条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず会長（代表理事）の再任は、通算5期10年（期の途中に就任した場合はその期を含めない）とする。
  - 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 5 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### （役員の解任）

- 第28条** 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

#### （報酬等）

- 第29条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。  
この場合の支給の基準については、理事会の決議により別に定める。

#### （名誉役員）

- 第30条** 本法人に、名誉役員として、名誉会長、最高顧問、顧問、参与を置くことができる。
- 2 名誉役員は、次の職務を行う。
    - (1) 会長の相談に応じること。
    - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

- 3 名誉役員は、理事会において選任する。
- 4 名誉役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 名誉役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすること

## 第5章 理事会

### (構成)

**第31条** 本法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

**第32条** 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事である会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集)

**第33条** 理事会は、会長（代表理事）が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長（代表理事）に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者が理事会を招集することができる。
  - (1) 理事が、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求した場合において、当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、当該請求をした理事
  - (2) 監事が、招集権者に対し、理事の不正行為等について理事会に報告するため必要があると認め理事会の招集を請求した場合において、当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、当該請求をした監事

### (議長)

**第34条** 理事会の議長は、会長がこれを務める。会長に事故あるときは副会長がこれを代理することができる。

### (決議)

**第35条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

### (決議の省略)

**第36条** 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

（報告の省略）

**第37条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

（議事録）

**第38条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長（代表理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

（理事会運営細則）

**第39条** 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める。

## 第6章 常務理事会

（常務理事会）

**第40条** 本法人の事業の円滑な運営を図るため、常務理事会を開催する。

2 常務理事会は、次に掲げる事項を行う。

本法人の組織運営等に関する重要な事項を議論し、検討結果を理事会に提出すること。

（1）本法人の業務運営において課題となっている事項について議論し、解決策の案を理事会に提出すること。

（2）その他理事会の諮問に応じた事項について検討するほか、本会の事業の執行を円滑に行うために必要な事項を協議する。

3 常務理事会は、会長（代表理事）が招集し、副会長、理事長、副理事長、及び常務理事をもって構成する。

4 常務理事会の議長は、会長がこれを務める。会長に事故あるときは副会長がこれを代理する。

## 第7章 委員会

（委員会）

**第41条** 本法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 資産及び会計

### (事業年度)

**第42条** 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

**第43条** 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長（代表理事）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

### (事業報告及び決算)

**第44条** 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長（代表理事）が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 基金

### (基金の拠出)

**第45条** 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

### (基金の募集)

**第46条** 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

### (基金拠出者の権利)

**第47条** 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、本法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

### (基金の返還)

**第48条** 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

### (代替基金の積立)

**第49条** 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

## 第10章 スポーツ少年団

**第50条** 本法人に、千代田区内スポーツ少年団によって構成する千代田区スポーツ少年団を置く。

2 千代田区スポーツ少年団の設置及び運営については、理事会の議決を経て別に定める。

## 第11章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

**第51条** この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

**第52条** 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

**第53条** 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 事務局

### (設置等)

**第54条** 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長（代表理事）が常務理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長（代表理事）が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長（代表理事）が理事会の決議により別に定める。

## 第13章 補則

### (委任)

**第55条** この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 本法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

東京都千代田区神田錦町二丁目7番地14 丸山 幹雄

東京都千代田区一番町15番地6 コープ野村一番町806号 木村 久美子

2 本法人の設立時理事及び監事の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(1) 設立時理事

東京都千代田区神田神保町二丁目32番地 カーサ神保町602号 菅野 豊  
千葉県松戸市松戸新田270番地の9 相川 擧一郎  
東京都東久留米市小山三丁目5番25号 藤田 拡  
東京都千代田区外神田二丁目14番3号 前川 正

(2) 設立時監事

東京都千代田区外神田六丁目2番4号 石黒 繁良  
東京都新宿区高田馬場二丁目7番2号 松永 隆吉

3 本法人の設立初年度の事業計画書及び収支予算書は、第43条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

4 第42条の規定にかかわらず、本法人の設立初年度の事業年度は、本法人の成立の日から令和7年6月30日までとし、設立次年度を令和7年7月1日から令和8年3月31日とする。

5 権利能力なき社団千代田区体育協会から本法人への事業譲渡契約日をもって、権利能力なき社団千代田区体育協会に属する会員は、第7条に基づく当法人の正会員としてみなす。

6 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人千代田区スポーツ協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

令和7年3月7日

東京都千代田区神田錦町二丁目7番地14 丸山 幹雄 印

東京都千代田区一番町15番地6 コープ野村一番町806号 木村 久美子 印